

弟子屈町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 弟子屈町

事 業 名 : 公共下水道事業（公共・特環）

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ～ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (令和6年度法適用開始)
処理区域内人口密度	15.42人/ha (R7末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	本町の公共下水道事業(公共・特環)は、弟子屈処理区の1処理区である。		
処 理 場 数	本町の下水処理場は弟子屈浄化センターの1処理場である。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化については、現時点でも行っていない。近隣市町村との距離も問題であり、一番近い箇所でも24kmと離れているため現実的ではない。老朽化については、弟子屈町の下水道本管は一番古い管で平成11年布設とまだ26年程度であり、下水管渠耐用年数はまだ半分しか経っていない。人口減少問題は、毎年50人程度減少してきている推移ではあるが、今後の人口減少を注視し、その中で下水道使用料収入等の改定を計画的に行っていく、最適化を図っていく必要があると考えている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料体系は、下表に示すとおりである。◆計算例																																																									
	◇ 下水道使用料 (税抜) <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>家庭用</td> <td>使用水量 5m³まで</td> <td>1,390円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>一般用</td> <td>使用水量 10m³まで</td> <td>1,850円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>官公庁用</td> <td>使用水量 20m³まで</td> <td>5,090円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>特殊営業用</td> <td>使用水量 30m³まで</td> <td>5,570円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浴場用</td> <td>使用水量 130m³まで</td> <td>11,140円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>特殊営業浴場用</td> <td>使用水量 160m³まで</td> <td>16,710円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>臨時用</td> <td>使用水量 1m³まで</td> <td>560円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◇ 水量測定器具貸与料 (税抜) <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>口 径</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>16mm (13mm)</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>20mm</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>25mm</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>30mm以上50mm以下</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table> ◆ 計算例 ○ 家庭用で使用水量が20m ³ の場合 ・ 使用料金の計算 基本料金 1,850円 + [(使用水量 20m ³ - 基本水量 10m ³) × 超過料金 200円] = 料金 3,850円 ・ 消費税の計算 料 金 3,850円 × 消費税率 10% = 消費税 385円 ・ 料金合計の計算 料 金 3,850円 + 消費税 385円 = 4,235円 ◇ 用途区分 (1) 家庭用...家事に水道を使用するもの (2) 一般用...会社団体の事務所、銀行、病院、診療所、神社、寺院、教会、貸間業、下宿業、洋呉服店、書籍文具店、薬局、楽器時計眼鏡店、電気器具店、金物店、運動具店、家具店、衣類店、木炭店、印刷、洋裁店、荒物店、産物店、その他これに類する営業で直接営業のため水を使用しない営業に用いるもの (3) 官公庁用...官公署、学校、病院、診療所、保育所など官公庁が水を用いるもの (4) 特殊営業用...醸造業、洗濯染物業、豆腐製造業、製パン業、製麺業、洗車業、自動車修理業、旅館業、料飲店業、ボイラー業、その他これに類する営業で直接営業のため水を使用するもの (5) 浴場用...公衆浴場、旅館等の浴場に水を用いるもの (6) 特殊営業浴場用...特殊営業及び浴場用の2種を併用しているもの (7) 雑費用...噴水その他、雑費用に水を用いるもの				No	用途	基本水量	基本料金	超過料金	1	家庭用	使用水量 5m ³ まで	1,390円		2	一般用	使用水量 10m ³ まで	1,850円	200円	3	官公庁用	使用水量 20m ³ まで	5,090円	280円	4	特殊営業用	使用水量 30m ³ まで	5,570円	230円	5	浴場用	使用水量 130m ³ まで	11,140円	200円	6	特殊営業浴場用	使用水量 160m ³ まで	16,710円	230円	7	臨時用	使用水量 1m ³ まで	560円		No	口 径	料 金	1	16mm (13mm)	600円	2	20mm	750円	3	25mm	900円	4	30mm以上50mm以下
No	用途	基本水量	基本料金	超過料金																																																						
1	家庭用	使用水量 5m ³ まで	1,390円																																																							
2	一般用	使用水量 10m ³ まで	1,850円	200円																																																						
3	官公庁用	使用水量 20m ³ まで	5,090円	280円																																																						
4	特殊営業用	使用水量 30m ³ まで	5,570円	230円																																																						
5	浴場用	使用水量 130m ³ まで	11,140円	200円																																																						
6	特殊営業浴場用	使用水量 160m ³ まで	16,710円	230円																																																						
7	臨時用	使用水量 1m ³ まで	560円																																																							
No	口 径	料 金																																																								
1	16mm (13mm)	600円																																																								
2	20mm	750円																																																								
3	25mm	900円																																																								
4	30mm以上50mm以下	1,050円																																																								
業務用使用料体系の 概要・考え方																																																										
その他の使用料体系の 概要・考え方																																																										
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	令和4年度	4,235円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	令和4年度	5,160円																																																					
※過去3年度分を記載	令和5年度	4,235円		令和5年度	4,700円																																																					
	令和6年度	4,235円		令和6年度	5,222円																																																					

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう(税込み)。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用だけでなく業務用を含む)をいう(税込み)。

③ 組織

職 員 数	水道課は令和7年度現在8名で、そのうち主に下水道業務を担当している業務系の2名（土木技師1名、一般事務1名）の職員給与費を下水道事業会計にて予算措置をしている状況である。
事業運営組織	本町の下水道事業は、水道課業務係において運営されている。整備段階では下水道課を配置し、事業展開を進めていたが、町組織機構の再編によって水道部局と統合。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町の終末処理場の維持管理業務について、複数年契約により民間委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	当面、民間委託を継続予定であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営については、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備事業の予定は無く、PPP・PFIの活用については、本町では検討していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業ではエネルギー利用は行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水処理場では未利用地の活用等は行っていない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

<p>①経常収支比率は、単年度の収支状況を表しており、100%以上が経常利益があったことを示します。100%を超えているものの、一般会計繰入金により収支の均衡が保たれています。②流動比率は償還期限が1年以内の債務に対する支払能力を示しています。保有している現金残高が少ないことにより比率は低く、資金不足になるリスクを抱えています。③企業債残高対事業規模比率は借入残高と料金収入の割合を示しています。類似団体と比較すると低いですが、建設改良等の投資、下水道料金の減収により上昇するため、事業規模に応じた投資により借入残高を抑制する必要があります。④経費回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを示しています。100%を下回っていることから、汚水処理に必要な費用が使用料で賄えておらず、その他の収入へ依存している状況で、使用料収入の増収、経費削減により改善を図る必要があります。⑤汚水処理原価は1㎡当たりの汚水処理に要した費用を示しています。類似団体と比較し高いことから、減少させるために有収水量の増加や経費削減が必要です。⑥施設利用率は汚水処理能力に対する一日平均処理水量の割合を示しています。利用率は80%と比較的高く、適正な規模と考えられますが、処理水量には無収水量も含まれていることから無収水量への対策を検討する必要があります。⑦水洗化率は処理区域内人口のうち、水栓化し汚水処理をしている人口の割合を示しています。概ね水洗化が行われていますが、更なる普及を図ることが必要です。</p>
--

2. 経営の基本方針

■安全・安心の確保

下水道施設の適正な管理・計画的な整備を続けることにより、公共用水域の水質保全と衛生的な生活環境と公共用水域の水質保全に寄与し、衛生的な生活環境の構築を図り地域住民の健康を守る。

■収入の確保と快適で活力ある暮らしの実現

下水道の整備率、水洗化率を向上させ、公衆衛生の向上と生活環境の改善を行う。

■健全な経営と事業の継続性の確保

下水道サービスを維持し、経営基盤の強化に向けた事業の計画性、透明性を確保するとともに、住民との対話による施策展開を行う。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項

長寿化計画及びストックマネジメント計画に基づいた、計画的な投資に努める。令和7年度から令和11年度より第二期ストックマネジメント計画を行っている。令和11年度には、第三期ストックマネジメント計画を策定をし、その計画については、令和12年度から令和16年度までの計画となる。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

長寿化計画に基づく更新計画を管渠、処理場ともに策定しているが、施設の重要性を考慮した投資計画を計画している。第二期ストックマネジメント計画より、弟子屈浄化センター機械・設備・建設工事を実施、その外、町内5箇所にあるマンホールポンプの整備・点検等も実施している。

・広域化・共同化・最適化に関する事項

現時点では考慮していない。

・投資の平準化に関する事項

長寿化計画に基づき、管渠、処理施設の投資時期が重複しないよう平準化を行っている。

・民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

該当無し

・防災・安全対策に関する事項

施設の更新時には耐震化を考慮する。令和7、8年度には、弟子屈町雨水出水浸水想定区域図（内水氾濫解析）の作成を実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項

一般会計からの繰入金金を極力減じるための、適正な資本費平準化債の発行、水洗化率向上のための啓蒙活動、確実な使用料金徴収に努める。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少等により料金収入は減少しているものの、物価高騰等により事業運営に必要な経費は増加しており、上下水道事業ともに『原価割れ』の経営状況です。このままの状況が続くと、施設の維持管理や更新ができず、汚水の排除ができなくなってしまうため、適正な料金水準へと改定を行う必要があります。

・企業債に関する事項

資本費平準化債については起債額を勘案し、発行可能額以内で計画する。下水道債・過疎債については財政状況を考慮し借入及び償還方法を決定する。

・繰入金に関する事項

収益的収支、資本的収支のそれぞれで総務省の示す繰入金基準に基づき基準内繰入金を算定し、その外に事業運営上、必要となるものを基準外繰入金として算定している。

・資産の有効活用に関する事項

該当無し

・その他

該当無し

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）
該当無し
- ・ 職員給与費に関する事項
職員2名分を計上し当面一定と仮定する。
- ・ 動力費に関する事項
将来の物価上昇の影響や電気代の高騰の影響を見込んで、適切な時期の施設更新や、省エネ型機器への入れ替えにより、単位水量あたりの電力を削減するストックマネジメントによる長寿命化を検討を考慮する。
- ・ 薬品費に関する事項
薬品費については、委託の契約内容に盛り込まれているため、無しと考慮する。
- ・ 修繕費に関する事項
ストックマネジメント計画に基づく大規模な処理場更新があるが、その計画内で実施しない機器も老朽化を迎えているため、修繕費は一定とする。
- ・ 委託費に関する事項
終末処理場については現在、維持管理に関する民間委託を行っており、今後、包括的民間委託等も踏まえた民間活用を検討していくが、委託料については労務単価等の増加を考慮し現在金額に2%加算とし考慮した。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については、現時点でも行っていない。老朽化については、弟子屈町の下水道本管が一番古い管で平成11年布設とまだ26年程度であり、下水管渠耐用年数はまだ半分しか経っていない。人口減少問題は、毎年50人程度減少してきている推移ではあるが、今後の人口減少を注視し、その中で下水道使用料収入等の改定を計画的に行っていき、最適化を図っていく必要があると考察する。
投資の平準化に関する事項	長寿命化計画及びストックマネジメント計画に基づいた、計画的な投資に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	当町は、施設の更新計画がメインである。管渠については、耐用年数が26年程度しか経過しておらず、W-PPPについては未策定であるので、官民連携事業について実施していない。
その他の取組	現在、長寿命化支援制度に基づく改築・更新事業を進めており、今後もストックマネジメント手法を踏まえ、より効率的・効果的な事業の推進を図る。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	料金収入は大きく不足している現状であることから、料金改定は必要であるが収支均衡を前提とした値上げを行うと住民の負担が困難となるため、収入の確保と適正な住民負担の観点により、料金を検討することが必要である。
資産活用による収入増加の取組について	遊休資産は所有しておらず、資産活用については検討していない。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道は人々の暮らしの中で重要なライフラインの1つである。当町の下水道本管の耐用年数が26年程度しか経過しておらず、W-PPPについては未策定である。
職員給与費に関する事項	職員2名分を計上し当面一定と仮定する。
動力費に関する事項	主要な動力費は処理場運転に係る電気料となっており、今後は将来の物価上昇の影響や電気代の高騰の影響を見込んで、適切な時期の施設更新などを検討したい。
薬品費に関する事項	薬品費を含めた業務契約となっていることから無しと考慮する。
修繕費に関する事項	老朽化しているが更新計画に盛り込まれていない設備の修繕費を計上する。
委託費に関する事項	終末終末処理場については現在、維持管理に関する民間委託を行っており、今後、包括的民間委託等も踏まえた民間活用を検討していくが、委託料については現在額に労務単価等の増加を考慮し2%加算している。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画は、令和8～17年度の10年間について策定した。 原則として、中間年度の令和13年度に検証を実施して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。更新事業については、現在、終末処理場更新事業を行っており、令和7年度から処理場の更新工事に着手している。更に、令和5年度からは町内にあるマンホールポンプ更新にも着手している。 事業の最適化を図るとともに適切な維持管理により下水道施設の延命化を図る。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		〔 決 算 〕											
資本的収入	1. 企業債	46,900	51,600	270,400	68,100	109,000	168,100	90,400	224,500	82,000	122,400	204,300	130,500
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	96,605	107,681	117,903	103,019	91,787	70,522	69,994	70,496	73,451	77,816	75,041	72,301
	4. 他会計負担金	7,306	7,446	7,588	7,541	6,466	5,204	2,482					
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	34,000	40,813	330,489	73,900	62,000	182,900	110,550	274,450	100,000	149,600	249,700	159,500
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	1,115	1,347	614	864	864	864	864	864	864	864	864	864
	9. その他												
計 (A)	185,926	208,887	726,994	253,424	270,117	427,590	274,290	570,310	256,315	350,680	529,905	363,165	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	185,926	208,887	726,994	253,424	270,117	427,590	274,290	570,310	256,315	350,680	529,905	363,165	
資本的支出	1. 建設改良費	82,578	115,507	600,890	142,000	171,000	351,000	201,000	499,000	182,000	272,000	454,000	290,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	153,686	157,141	148,128	129,856	119,222	111,112	97,757	94,558	91,055	92,530	88,468	89,066
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
計 (D)	236,264	272,648	749,018	271,856	290,222	462,112	298,757	593,558	273,055	364,530	542,468	379,066	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	50,338	63,761	22,024	18,432	20,105	34,522	24,467	23,248	16,740	13,850	12,563	15,901	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	50,338	63,761	22,024	18,432	20,155	34,522	24,467	23,248	16,740	13,850	12,563	15,901
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)	50,338	63,761	22,024	18,432	20,155	34,522	24,467	23,248	16,740	13,850	12,563	15,901	
補填財源不足額 (E)-(F)					△ 50								
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	1,042,839	937,298	1,059,570	997,814	987,592	1,044,580	1,037,223	1,167,165	1,158,110	1,187,980	1,303,812	1,345,246	

○他会計繰入金

(単位:千円) (単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		〔 決 算 〕											
収益的収支分		95,284	90,923	85,635	119,200	140,200	151,200	135,200	150,200	138,200	131,200	138,200	128,200
	うち基準内繰入金	61,887	59,923	55,635	57,200	57,200	57,200	57,200	57,200	57,200	57,200	57,200	57,200
	うち基準外繰入金	33,397	31,000	30,000	62,000	83,000	94,000	78,000	93,000	81,000	74,000	81,000	71,000
資本的収支分		103,911	115,127	125,491	110,560	98,253	75,726	72,476	70,496	73,451	77,816	75,041	72,301
	うち基準内繰入金	7,306	7,446	7,588	7,541	6,466	5,204	2,482					
	うち基準外繰入金	96,605	107,681	117,903	103,019	91,787	70,522	69,994	70,496	73,451	77,816	75,041	72,301
合 計		199,195	206,050	211,126	229,760	238,453	226,926	207,676	220,696	211,651	209,016	213,241	200,501